

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金  
政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

## 一時預かり事業のあり方に関する調査研究

平成 19 年度 総括研究報告書

主任研究者 尾木 まり

平成 20(2008) 年 3 月

## 一時預かり事業のあり方に関する調査研究

主任研究者 尾木まり

### 目 次

総括研究報告	.....3
分担研究報告	.....9
I. 研究の背景と目的	.....10
II. 研究の方法	.....12
III. 結果	.....17
第1章 前提条件の整理	.....17
第2章 パイロット事業における自治体の取り組みの概要	.....23
第3章 パイロット事業の運営実態	.....44
第4章 事業の安定的運営に向けての課題	.....75
第5章 研修体系の検討	.....87
第6章 利用者の意識	.....117
第7章 子育て支援と社会的意識	.....138
IV. 総合的考察	.....151
資料	.....157

## 総括研究報告書

### 一時預かり事業のあり方に関する調査研究

主任研究者 尾木まり

有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長

#### 研究要旨：

本研究は在宅子育て家庭にとって実施場所や利用形態などの点で利便性が高く、また一時的な保育を受ける子どものニーズに十分に対応しうる保育従事者を配置する仕組みを構築し、それを安定的に供給することを目的に、今後の一時預かり事業のあり方を検討するものである。2年研究の初年度に当たる本年度は、在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業を実施する9地方自治体（3政令指定都市、1中核市、1東京特別区、4市）及びパイロット事業12事業について、ヒアリング及び施設見学による実地調査を実施した。本年度調査では、事業実施までの経緯、運営主体や実施場所の選定、料金設定のプロセスなどを中心に、事業の実施体制の把握を行った。

パイロット事業を実施する自治体は6歳未満の子どものいる核家族世帯などが多い地域であり、一時預かりニーズが高く、一時預かり事業を利用の「理由を問わない」サービスとして位置づけていた。

事業の運営主体はNPO法人6か所、行政2か所、社会福祉法人2か所、財団法人1か所、株式会社1か所であり、地域で活動実績のある団体が多くた。その運営方式は委託6か所、直営2か所、指定管理者制度2か所、補助事業2か所であった。いずれも、実施場所の提供などを含む運営費補助が行われていた。

一時預かり事業が単独で行われる事業ではなく、つどいの広場など、親子が日頃から一緒に訪れ、過ごすことのできる場所を併設する「ひろば併設型」が最も多かった。親子が行き慣れている場所での一時預かりはそれを利用する保護者や子どもにとって安心感があり、またどのように一時預かりが行われるかを事前に知ることにもつながっており、今後このような形態での一時預かりが増える可能性が認められた。

調査結果は、運営実態、安定的運営のための課題、研修体系の検討、利用者の意識についてそれぞれ、整理・分析し、検討を加えた。また、子育て支援サービスと社会的意識についての検討も加え、一時預かり事業を推進、普及させていく上で、一時預かり事業に求められる機能や役割、及び利用による保護者への効果や子どもへの効果を明らかにしていく必要性が示唆された。

## 研究協力者（50音順）

網野 武博（東京家政大学 教授）  
安齋 智子（目白大学短期大学部 講師）  
石井 章仁（城西国際大学 助教）  
岩久 由香（社団法人全国ベビーシッター協会理事）  
大方 美香（大阪総合保育大学 教授）  
小倉 千佳（産業社会研究センター主任研究員）  
柏女 靈峰（淑徳大学 教授）  
高辻 千恵（埼玉県立大学 講師）  
高山 静子（地域ぐるみの子育てをすすめるひだまりの会 支援アドバイザー）  
中舘 慈子（NPO 次世代サポート 代表理事）  
中谷奈津子（中京女子大学 准教授）  
橋本 真紀（聖和大学 講師）  
増田まゆみ（目白大学 教授）  
吉野 隆（石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課参事兼課長補佐）

### A. 研究目的

子育て支援策の中で一時保育は最も要望の高いものであるにもかかわらず、現実には在宅子育て家庭の一時保育サービスの利用は決して多くない。国は2007年度に在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業（以下、パイロット事業）を創設し、「子育ての負担が大きいといわれる在宅子育て家庭に対する支援の一環として、利便性の高い場所で利用しやすい一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施する」ことを目的としている。

本研究は、このパイロット事業に焦点をあてつつ、在宅子育て家庭にとって実施場所や利用形態などの点で利便性が高く、また一時的な保育を受ける子どものニーズに十分に対応しうる保育従事者を配置する仕組みを構築し、それを安定的に供給することを目的として、今後の一時預かり事業のあり方を検討するものである。

このような一時預かりの体制を構築するためにには、以下の4点を検討する必要がある。

(1) 保育所以外の運営主体を考慮した一時預かり

### 事業のあり方

- (2) 保育従事者の養成のための研修体系
- (3) 安定的・効率的運営のあり方
- (4) 利用者ニーズの把握

本研究を行うことにより、利用者にとって利便性が高く、また一時預かりを受ける子どもにとって安心で安全な養育環境の整った一時預かり事業が、安定的かつ効率的に運営されるあり方を提言することが可能となると考えられる。

### B. 研究方法

#### 1. 研究期間

2007年4月1日～2008年3月31日

#### 2. 研究組織

保育・子育て支援、子ども家庭福祉実施体制、研修制度等に詳しい研究者、及び一時保育を実施する事業者や関係諸団体等による研究班を組織し、実施した。

#### 3. 研究方法

本研究では「運営主体別実地調査」、「保育従事

者向けの研修内容の検討」、「安定的・効率的運営に必要な条件の検討」、「潜在的利用者の実証的研究」の4つを研究の柱として実施する。

本年度は、文献検索等による先行研究調査を行い、近接する保育サービスの整理、一時保育の問題点・課題など一時預かり事業の前提条件について整理した上で、パイロット事業を実施する自治体へのヒアリング調査及び施設見学により、実地調査を実施した。

パイロット事業に申請のあった自治体のうち、2007年12月の時点で事業を開始していた9自治体12事業についてのヒアリング調査を実施した。調査期間は2007年11月から2008年2月の間で、調査対象自治体は9地方自治体（3政令指定都市、1中核市、1東京特別区、4市）、12事業であった。

調査にあたっては、倫理面への配慮を行い、調査の趣旨、目的を説明し、同意を得ると共に、結果の分析・公表にあたって、調査対象者（個人、団体）の個人情報保護に十分配慮して行った。

## C. 結果・考察

### 1. 前提条件の整理

日本保育協会（2004）によると、一時保育実施上の課題として、実施する側からは、(1)不定期にかかる子どもの理解、(2)子どもの園への適応、(3)職員間の連携や保護者との連絡などがあげられている。また、金子（2007）では一時保育が利用しにくい点として、定員が少ない、手続きが煩雑などがあげられ、運営上の問題としては、認可保育所では「集団保育に慣れない子どもを預かる」「利用数や時間が変則的」「職員の確保・配置が困難」などがあげられた。また、単独施設での実施は、自治体による積極的な助成がない限り、不安定であることが指摘されていた。

### 2. パイロット事業における自治体の取り組み

パイロット事業を実施する自治体は6歳未満の子どものいる核家族世帯が多い地域であり、一時

預かりニーズの高い地域であった。また、一時預かりを利用の「理由を問わない」サービスとして位置づけていた。

事業の運営主体はNPO法人6か所、行政2か所、社会福祉法人2か所、財団法人1か所、株式会社1か所であり、地域で活動実績のある団体が多くた。その運営方式は委託6か所、直営2か所、指定管理者制度2か所、補助事業2か所であった。いずれも、実施場所の提供などを含む運営費補助（委託料、指定管理料、補助金などを含む）が行われていた。

一時預かりが単独で行われる事業はなく、つどいの広場から地域子育て支援センターまでその併設する事業の規模には開きがあったが、親子が日頃から一緒に訪れ、過ごすことのできる場所を併設する「ひろば併設型」が最も多く、親子が行き慣れている場所での一時預かりはそれを利用する保護者や子どもにとって安心感があり、またどのように一時預かりが行われるかを事前に知ることにもつながっており、今後このような形態での一時預かりが増える可能性が認められた。

### 3. パイロット事業の運営実態

保育者の配置については、予約の有無にかかわらず常時保育者を配置し、当日の受入を可能とするところが多かった。資格については、保育者全員が保育士資格を保有するところが5か所あり、その他でも保育士資格の保有率は高い状況がみられた。保育士資格を保有しない保育従事者への研修は既存の研修制度等を活用している自治体があり、保育従事者のための研修や一時預かり事業に特化した研修を行っている自治体や運営主体はなかった。

運営上の問題点と課題については、開設間もないところが多く、多くの課題はあげられていないが、財政面の問題、委託で行う場合に委託先が変更する可能性があることへの懸念、保育者の常設と利用者数のギャップによる運営難などの問題があげられた。

一時預かり事業の特殊性を考慮した保育の内容や環境をいかに整備すべきか、また保護者や子ど

もへの対応の配慮事項など、次年度は保育者に対する調査を通じて把握する必要がある。

#### 4. 安定的運営への課題

安定的な運営を行うために必要な「(1)安定した財務状況の実現」、「(2)人材確保と継続的な質の確保」、「(3)利用者の確保」という3つの課題について、整理し検討を加えた。その結果今回調査対象となった事業では、いずれも実施場所が提供されており、人件費に充当することのできる補助金が自治体から供給されており、そのことにより利用が不安定な一時預かり事業を運営することが可能になっていることが明らかとなった。

そのため、既存の地域資源や人材を活用しながら運営する方法の検討、及び運営費補助を行わない補助システムとして現在いくつかの自治体で行われている運営主体、利用者双方への補助システムの先駆的事例について検討した。

#### 5. 研修体系の検討

現状では、一時預かり事業の保育者に特化した研修は、実施されていなかった。その理由は、本事業を実施する全ての自治体で、保育士が多く配置されていたことがあげられる。また、研修が実施されている場合も、他の事業の従事者も対象に含まれることが多く、一般的な子育て支援者、保育者を対象とする研修内容となっていた。

また、類似事業の研修テキストの比較を行い、共通項目に挙げられる内容の比較や「子どもの遊び」「事故」の両項目について記述内容の検討を行った。このテキスト調査からは、一時預かり事業の研修モデルには、具体的な必要最低限度の内容を盛り込む必要性が示唆され、保護者が安心して子どもを預け、子どもが安心・安全に保育を受けるためには、保育者には最低限度どのような知識が求められるのかについて詳細に検討する必要がある。

#### 6. 利用者の意識

先行研究の知見からは、支援サービスを利用しない理由として、保護者側とサービス提供の条件

側にそれぞれ要因があることが示されている。同じく先行研究で示された支援サービスのあり方に関する要因としては、主に情報・利便性・確実性・利用料金などが挙げられた。これらは今回のヒアリング調査で得られた「問題点や課題」「利用者の要望」においても合致する部分が大きい。さらにこれらを反映して、各自治体や運営主体ではそれぞれに、「利用促進の方法」として、多様な手段による情報の提供、利便性の向上や柔軟な対応、料金設定の工夫などが図られていることが示された。

また、ヒアリング調査結果から、一時預かりの利用による保護者への効果、子どもへの影響について検討した。しかしながら、本年度調査はサービスを提供する立場の自治体および運営主体を対象に実施したものであり、実際に利用者がどのように感じているのかということについては明らかにされていない。そのため、次年度には利用者調査を実施し、保護者の預ける抵抗感についての実態把握、一時預かりを利用している保護者と利用していない保護者との相違、一時預かりの保護者における効果の量的把握、一時預かりにおける子どもへの影響についても、実証的でより精緻な把握が必要となる。

#### 7. 子育て支援と社会的意識

子育て支援の必要性への認識、とりわけ必要な時に子どもを見てくれる存在を近くに持たない保護者が増えていることへの認識や保護者の育児ストレスを解消していくことへの必要性は十分に認識され、一時預かりのようなサービスが充実する必要性、また利用による保護者や子どもへの効果について、パイロット事業を実施する自治体や運営主体では理解が進んでいることは当然のことと考えられる。

社会一般の意識でも「必要であれば」このようなサービスを利用することへの理解は、現実に「援助する人がいない」家庭があるという状況の理解と共に徐々に広がりつつあるとは考えられるが、保護者への援助が一時的に保育を受ける子どもの利益と相反すると考える意識や、保護者支援が保

護者の養育力を低下させるというような解釈は根深いものがあると考えられる。今後はこのようなサービスを利用しながら、保護者自身も「親」として育つことや、子どもが第三者との関わりを持ちながら育つ意義が理解されるような意識啓発が必要であると考えられる。そのため、本研究では、子育ては保護者と社会の二者で担うことを原則とする社会的養育（「共同養育」と呼ぶ）について提案をした。

#### D. 結論

パイロット事業では運営主体を市町村及び市町村が適切と認めたものと拡大し、多様な運営主体の参入を可能としている。それはそれぞれの運営主体の特色を生かした多種多様なサービスの提供を促進し、さまざまなニーズを持つ保護者や子どもにとって必要なサービスを選び取ることを可能とするであろう。また、子育て家庭の身近な場所に配置するためには量的な整備が必要であり、既存の施設や人材を活用しながら、さまざまな運営主体による運営と補助方式のあり方を検討することが必要である。

国は児童福祉法上に子育て支援事業の一環として「一時預かり事業」を位置づけ、普遍化させていこうとしている。この積極的な取り組みに対し、「子どもを預ける」ことへの社会一般の意識にはまだ否定的な部分も多く、利用者である保護者にすら、ある種の後ろめたさや抵抗感があることが明らかとなっている。

今後はこういった利用者の意識に焦点をあて、利用者側の要因や一時預かり事業に求められる機

能及び役割を解明していく必要があると考える。それを基に、一時預かりを行う環境としてどのような体制を整備すべきか、とりわけ、一時預かりを担う保育従事者に求められる役割や力量を明確にすることが求められる。同時に一時預かり利用による保護者や子どもへの効果を明らかとすることが、一時預かりを利用することへの社会的理解を深め、本研究で提案した「共同養育」システムを活用していくことを可能とすると考える。

#### 参考文献

- 1) 金子恵美 2007 保育所等における子育て支援機能の充実に関する研究 財団法人こども未来財団平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書
- 2) 日本保育協会 2004 延長保育・一時的保育の実践研究－保育所の保育内容に関する調査研究報告書－（平成16年度）」

#### E. 健康危険情報

特になし

#### F. 研究発表

特になし

#### G. 知的財産権の願・登録状況

特になし

## 分担研究報告書

### 一時預かり事業のあり方に関する調査研究

主任研究者 尾木まり

有限会社エムアンドエムインク 子どもの領域研究所 所長

#### 研究要旨：

本研究は在宅子育て家庭にとって実施場所や利用形態などの点で利便性が高く、また一時的な保育を受ける子どものニーズに十分に対応しうる保育従事者を配置する仕組みを構築し、それを安定的に供給することを目的に、今後の一時預かり事業のあり方を検討するものである。2年研究の初年度に当たる本年度は、在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業を実施する9地方自治体（3政令指定都市、1中核市、1東京特別区、4市）及びパイロット事業12事業について、ヒアリング及び施設見学による実地調査を実施した。本年度調査では、事業実施までの経緯、運営主体や実施場所の選定、料金設定のプロセスなどを中心に、事業の実施体制の把握を行った。

パイロット事業を実施する自治体は6歳未満の子どものいる核家族世帯などが多い地域であり、一時預かりニーズが高く、一時預かり事業を利用の「理由を問わない」サービスとして位置づけていた。

事業の運営主体はNPO法人6か所、行政2か所、社会福祉法人2か所、財団法人1か所、株式会社1か所であり、地域で活動実績のある団体が多かった。その運営方式は委託6か所、直営2か所、指定管理者制度2か所、補助事業2か所であった。いずれも、実施場所の提供などを含む運営費補助が行われていた。

一時預かり事業が単独で行われる事業ではなく、つどいの広場など、親子が日頃から一緒に訪れ、過ごすことのできる場所を併設する「ひろば併設型」が最も多いかった。親子が行き慣れている場所での一時預かりはそれを利用する保護者や子どもにとって安心感があり、またどのように一時預かりが行われるかを事前に知ることにもつながっており、今後このような形態での一時預かりが増える可能性が認められた。

調査結果は、運営実態、安定的運営のための課題、研修体系の検討、利用者の意識についてそれぞれ、整理・分析し、検討を加えた。また、子育て支援サービスと社会的意識についての検討も加え、一時預かり事業を推進、普及させていく上で、一時預かり事業に求められる機能や役割、及び利用による保護者への効果や子どもへの効果を明らかにしていく必要性が示唆された。

## I. 研究の背景と目的

子育て家庭を取り巻く社会環境はこの数十年の間に大きく変容し、特に都市部では核家族世帯が増え、育児に関する知識や技術を伝達し、また必要に応じて援助することが期待されてきた祖父母などの家族とは離れて暮らす核家族が増加している。また、個人化の進展と地域社会の崩壊により、地域における支え合いの仕組みも期待できない状態となっている。そのことに加え、育つ過程で子どもと関わりを持つことや、子育てをする人を身近に知る機会が減少している中で、親となる準備が十分にできないままに親となる人たちの増加は、ともすれば育児の孤立化や密室化を招き、楽しいはずの子育てが辛く、苦しい育児となる可能性すらある。

わが国では少子化を背景として、子育てと仕事の両立支援や子育て支援を目的とするさまざまな施策が行われてきた。この二十年足らずの間に子育て支援施策が飛躍的に整備されてきたことは周知の事実であるが、それでも全国津々浦々十分に整備されたと言えるには至っていない。

少子化対策の初期には、就労家庭への子育てと仕事の両立支援対策が中心に進められてきたが、その後さまざまな調査結果からは、在宅子育て家庭は育児不安や育児ストレスが、就労家庭よりも高い<sup>1)</sup>ことが明らかになっており、一時保育サービスなどの活用により、リフレッシュや家庭外で親子が第三者と交流する機会を設ける必要性が高いことへの認知が広がってきたと言える。

現在保育所等で行われている一時保育は、1990年に保護者の多様な働き方への対応（非定型保育）及び保護者の病気、入院、介護など緊急な保育ニーズへの対応（緊急一時保育）として創設されたが、その後 1996 年に保護者の育児疲れの解消等の私的事由が追加されており、保護者のリフレッシュなどの目的での利用も可能となった。一

時保育は緊急保育対策等 5 か年事業、それに続く新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランの推進により、これを実施する保育所数は 2006 年度には 6,727 か所と着実に増えてきた。また、子ども・子育て応援プランにおいては 2009 年度までの目標値を 9,500 か所としている（特定保育を含む）。

しかし、保育所で行われる一時保育は利用数の多い保育所とそうではない保育所に偏りがあり、厚生労働省調べによると、一時保育を実施する保育所の平均利用児童数は 1.9 人、児童数が 1 日あたり平均 1 人にも達しない保育所が約 45%あることがわかっている。これらのことから、一時保育を実施する保育所数は増加していても、必ずしも在宅子育て家庭の一時保育ニーズに応えられているとは言い難い。

その要因として考えられることの一つは特に都市部で問題となっている保育所待機児童問題である。一時保育のための専用保育室や専任職員を持たない場合には、あくまでも保育所で受入可能な人数は保育所入所児童との関係で決まる。つまり、定員の弾力化により入所児童を受け入れている場合には一時保育の受入が困難となる。また、保育所に入所することを希望しているにもかかわらず、入所できない就労家庭が非常に多く、その受け皿として非定型保育が活用されている実態もあり、その場合には特に在宅子育て家庭の私的事由による利用は受入の余地がなくなる場合も考えられる。

一方で、一時保育に受入可能な場合も、実施場所や利用時間、数週間前の申込など利用者の利便性や利用者の利用しやすさという点で対応しきれていないことが考えられる。

子育て支援策の中で一時保育は最も要望の高いものであるにもかかわらず、現実には在宅子育

て家庭の一時保育サービスの利用は決して多くない。国は2007年度に在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業（以下、パイロット事業）を創設し、「子育ての負担が大きいといわれる在宅子育て家庭に対する支援の一環として、利便性の高い場所で利用しやすい一時預かりサービスを安定的かつ効率的に実施する」ことを目的としている。

本研究は、このパイロット事業に焦点をあてつつ、在宅子育て家庭にとって実施場所や利用形態などの点で利便性が高く、また一時的な保育を受ける子どものニーズに十分に対応しうる保育従事者を配置する仕組みを構築し、それを安定的に供給することを目的として、今後の一時預かり事業のあり方を検討するものである。

このような一時預かりの体制を構築するためには、以下の4点を検討する必要がある。

### （1）保育所以外の運営主体を考慮した一時預かり事業のあり方

現在保育所で実施されている一時保育は、市町村または保育所を経営するものに限定されているが、NPO法人や民間事業者などの多様な運営主体による一時預かり事業を検討し、利用者にとっての利便性など利用しやすさを考慮した仕組みを検討する。

### （2）保育従事者の養成のための研修体系

一時保育が保育所で行われる場合には保育士1名、保育所外で行われる場合には保育士2名が対応することになっているが、パイロット事業では保育者を複数体制とし、保育士1人と、もう1人は市町村が実施する研修を受講したものが対応することを可能としている。その際、保育士の専門性と共に、一時預かりの養育体制に十分に対応しうる保育従事者の養成が必要であり、そのための研修体系について検討する必要がある。

### （3）安定的・効率的運営のあり方

一時保育や一時預かりの普及はすべての子育て家庭にとって利用しやすいものとなるように、質・量ともに整備していく必要があるが、そのた

めには、効率的な補助システムにより安定的・効率的な運営が図れる方法を模索する必要がある。

### （4）利用者ニーズの把握

現に利用できるサービスがある場合にも、利用者がサービスを利用するに至らない理由を解明する必要がある。一時預かりサービスを量的に整備していくことと同時に、利用者が利用しやすい仕組みを用意していくことが必要であり、潜在的な利用者のニーズを把握し、利用促進の方法を検討する。

本研究を行うことにより、利用者にとって利便性が高く、また一時預かりを受ける子どもにとって安心で安全な養育環境の整った一時預かり事業が、安定的かつ効率的に運営されるあり方を提言することが可能となると考えられる

なお、本年度は2年研究の初年度にあたり、在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業の実態把握を中心に据えながら、一時保育ニーズや研修体制に関する先行研究や先駆的事例から、現状及び今後の検討課題を抽出することとする。

### ＜参考文献＞

- 1)こども未来財団 「子育てに関する意識調査」 2001

## II. 研究の方法

### 1. 研究期間

2007年4月1日～2008年3月31日

2年研究の1年目

### 2. 研究組織

保育・子育て支援、子ども家庭福祉実施体制、研修制度等に詳しい研究者、及び一時保育を実施する事業者や関係諸団体等による研究班を組織し、実施する。研究メンバーは以下の通りである。

主任研究者：

尾木まり（有限会社エムアンドエムインク  
子どもの領域研究所所長）

協力研究者：

網野 武博（東京家政大学 教授）  
安齋 智子（目白大学短期大学部 講師）  
石井 章仁（城西国際大学 助教）  
岩久 由香（社団法人全国ベビーシッター協会理事）  
大方 美香（大阪総合保育大学 教授）  
小倉 千佳（産業社会研究センター  
主任研究員）  
柏女 霊峰（淑徳大学 教授）  
高辻 千恵（埼玉県立大学 講師）  
高山 静子（地域ぐるみの子育てをすすめる  
ひだまりの会 支援アドバイザー）  
中館 慈子（NPO次世代サポート 代表理事）  
中谷奈津子（中京女子大学 准教授）  
橋本 真紀（聖和大学 講師）  
増田まゆみ（目白大学 教授）  
吉野 隆（石川県健康福祉部少子化対策監室  
子育て支援課参事兼課長補佐）

### 3. 研究方法

本研究では「運営主体別実地調査」、「保育従事者向けの研修内容の検討」、「安定的・効率的運営

に必要な条件の検討」、「潜在的利用者の実証的研究」の4つを研究の柱として実施する。

具体的には以下の方法で行う。

#### （1）前提条件の整理

##### 1) 目的

一時預かり事業のあり方を検討するにあたって、一時保育などの近接事業においてすでに明らかとなっている課題や問題点、先駆的取組などを検討する。

##### 2) 方法

主として、文献検索等による先行研究調査を行い、類似する保育サービスの整理、一時保育の問題点・課題について情報収集したうえで、一時預かり事業の前提条件について整理する。

#### （2）運営主体別実地調査

##### 1) 目的

在宅子育て家庭一時預かりパイラット事業について、運営主体保育従事者、利用者について統計調査、意識調査、ヒアリング調査、観察調査などを通じて詳細な実地調査を行い、その内容について運営面、一時預かりの実態、利用者の満足度などについて分析した上で、一時預かり事業のモデルプランを策定する。

##### 2) 方法

在宅子育て家庭一時預かりパイラット事業に申請のあった自治体のうち、2007年12月の時点ですでに事業を開始していた9自治体12事業についてのヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査は事前に質問事項（巻末の調査票参照）を送付し、調査員2名が訪問し、自治体担当者及び運営主体代表者にそれぞれ約1時間30分聞き取りを行い、併せて実施場所の見学を行った。調査期間は2007年11月から2008年2月までの間であった。

調査にあたっては、調査の趣旨、目的を説明し、同意を得ると共に、結果の分析・公表にあたって調査対象者の個人情報保護に十分配慮して行った。

調査対象自治体は以下の通りである。

宮城県仙台市

群馬県宇都宮市

埼玉県越谷市

千葉県松戸市

千葉県浦安市

東京都世田谷区（3事業）

東京都日野市

静岡県静岡市（2事業）

新潟県新潟市

### 3) 調査内容

#### ＜自治体調査＞

##### 1. 自治体の基本情報

##### 2. 事業をスタートさせた背景

- (1) 地域にある子育て支援サービスの内容
- (2) 他の一時的保育事業の実施状況・利用状況
- (3) 他の一時的保育事業の問題点と課題
- (4) 本事業を実施した背景
- (5) 一時保育に対する一時預かり事業の位置づけ

##### 3. 当該事業設置の目的・方針

##### 4. 実施場所、運営主体の選定過程

- (1) 設置場所 立地条件 周辺環境
- (2) 対象
- (3) 規模 定員などを含む
- (4) 運営主体

##### 5. 運営の方法

- (1) 運営方式と委託先
- (2) 場所の提供
- (3) 補助の方法

##### (4) 保険など

#### 6. 情報提供

##### 7. 基本的な利用条件

##### (1) 利用料金

##### (2) 現在の設定料金を決めた経緯

##### (3) 利用上の制約

#### 8. 研修

##### (1) 研修の実施主体

##### (2) 研修内容

##### (3) その他

#### 9. 問題や課題

##### (1) 自治体としての問題点・課題

##### (2) 運営者側の問題点・課題

##### (3) 利用者側からの要望・課題など

#### 10. 当該事業の今後の計画

##### (1) 同事業や類似事業の増設に関する計画

#### 11. 一時預かりパイロット事業について

##### (1) 資格要件についての考え方

##### (2) 事業化する際の補助の仕組みについて

#### ＜運営主体調査＞

##### 1. 運営主体の概要

##### 2. 運営の目的・方針

##### (1) 事業を開始した経緯

##### (2) 目的

##### (3) 運営上の方針

##### (4) 一時保育に対する一時預かり事業の位置づけ

##### 3. 設置場所の環境

##### (1) 周辺環境

##### (2) 建物（建物の種別、設置階数）

##### 実施場所は提供の有無

##### 選定の経緯

##### (3) 併設施設（商業スペース、福祉施設など）

##### (4) 施設内環境（部屋数、広さ、設備、備品）

##### (5) その他の実施事業

##### (6) 安全対策

#### 4. 受入可能人数と保育者数

##### (1) 定員、年齢別定員

- (2) 保育士資格の有無別保育者数  
保育者の配置数、非常勤職員の登録者数
  - (3) 保育者の勤務形態と保育以外の職務
  - (4) 非常勤保育者の配置、手配の方法、コーディネーターの配置について
  - (5) 非常勤保育者の確保の方法
  - (6) 研修内容について
  - (7) 人件費が事業費に占める割合
  - (8) 一時預かりパイロット事業の資格要件と配置についての考え方
  - 5. 広報・情報提供
    - (1) 情報提供の方法
    - (2) 利用者の反応
    - (3) 問い合わせなどの反応
  - 6. 基本的利用条件
    - (1) 対象年齢と定員
    - (2) 開設時間
    - (3) 利用料金（料金設定のプロセスも含めて）
  - 7. 利用上の制約
  - 8. 事前見学の可否
  - 9. 利用手続き
    - (1) 登録制の有無  
登録内容、提出書類、会費制の有無
    - (2) 予約方法  
電話、予約受付時間、締切時間など
    - (3) 当日受付の可否
    - (4) キャンセル料と当日キャンセルの実態
    - (5) 利用当日または利用中の時間の変更や延長の可否と実態
    - (6) 利用料支払いの方法
  - 10. 利用実態
    - (1) 利用状況
    - (2) 保育従事者稼働の実態
    - (3) 利用状況を把握するための書式・ツール
  - 11. 保育内容
    - (1) 初めての子どもの受入にあたって配慮していること
    - (2) 預かる際の持ち物
    - (3) 保護者の滞在の可否
  - (4) 保育中の子どもの過ごし方
  - (5) 排泄の世話（おむつ交換など）
  - (6) 食事・おやつの提供
  - (7) 異年齢児の配置の仕方
  - (8) 特別な配慮の必要な子どもへの対応
  - (9) 散歩などの外出
  - (10) 保育者間の連携
  - (11) 記録
    - 保護者への報告（有無・方法・内容）
    - 保育日誌等、保存するもの
  - (12) 保護者同士の交流の機会
  - 12. 保健
    - (1) 嘱託医の有無
    - (2) 子どものかかりつけ医の確認の有無
    - (3) 与薬が必要な場合の対応
    - (4) 緊急時の対応方法及びマニュアル化
  - 13. 自治体からの補助のあり方について
    - (1) 安定した運営を行うために必要な補助の仕組み
    - (2) 補助のあり方についての意見
  - 14. 運営上の問題点・課題、  
自治体への要望、利用者からの要望
- <共通項目>（自治体、運営主体共通）
- 1. 子育て支援サービスの利用についての考え方  
(自治体として、運営主体として、社会一般の考え方、利用者の考え方)
  - 2. 一時預かりなど、一時的に保護者から離して子どもを保育することについての考え方  
(自治体として、運営主体として、社会一般の考え方、利用者の考え方)
  - 3. 一時預かりなどのように保護者以外の人と過ごすことは、保育を受ける子どもにとってはどのようなものかについての考え方  
(自治体として、運営主体として、社会一般の考え方、利用者の考え方)
  - 4. 石川県の「いしかわ子ども総合条例」第一章総則第二節 基本理念等の保護者の責務について、子育て支援コーディネーター

について

## 5. 市町村における子育て支援・保育サービス供給のあり方について

### (2) 保育従事者向けの研修内容の検討

#### 1) 目的

一時預かりを受ける子どものニーズに的確に対応しうる人材を養成するための研修制度を構築するための指標及び基礎資料を得たうえで、一時預かり事業のための保育従事者の研修体系及びその具体的な内容について検討し提案する。

#### 2) 方法

近接事業のサービス提供者用の研修テキストの分析及びパイロット事業を実施する自治体で行う研修内容について検討を行った。

### (3) 安定的・効率的運営に必要な条件の検討

#### 1) 目的

一時的に養育を受ける子どものニーズに十分な配慮をした体制で安定的な運営を行うための諸条件の検討を行うと共に、運営費補助を前提としない時間単位の補助のあり方の検討など、効率的運営についても検討を行い、一時預かりパイロット事業における料金設定及び運営実態を基に、受益者の利益を重視する観点から、望ましい補助単価設定を検討する。

#### 2) 方法

パイロット事業の実地調査の中に運営に関する質問事項を含め、自治体担当者及び運営主体にヒアリング調査を行い、問題点や課題を抽出し、その対応について検討した。

### (4) 潜在的利用者についての実証的研究

#### 1) 目的

一時預かりサービスなどの潜在的利用者の利用に対する消極性や心理的抵抗感を回避するための仕掛け・仕組みについて検討する。また、既利用者はそのような抵抗感や懸念がどのように解消されたか、そのプロセスを解明することにより、一時預かり事業の利用促進を図るための諸条件を検討する。

#### 2) 方法

文献調査により先行研究すでにわかっている利用に至らない理由を整理・分析した。また、パイロット事業の実地調査の中で、自治体や運営主体を通じての保護者や子どもの姿、効果、利用促進の方法、保護者からの要望などを把握し、次年度実施予定の利用者調査に必要な内容を検討した。

(研究フロー)

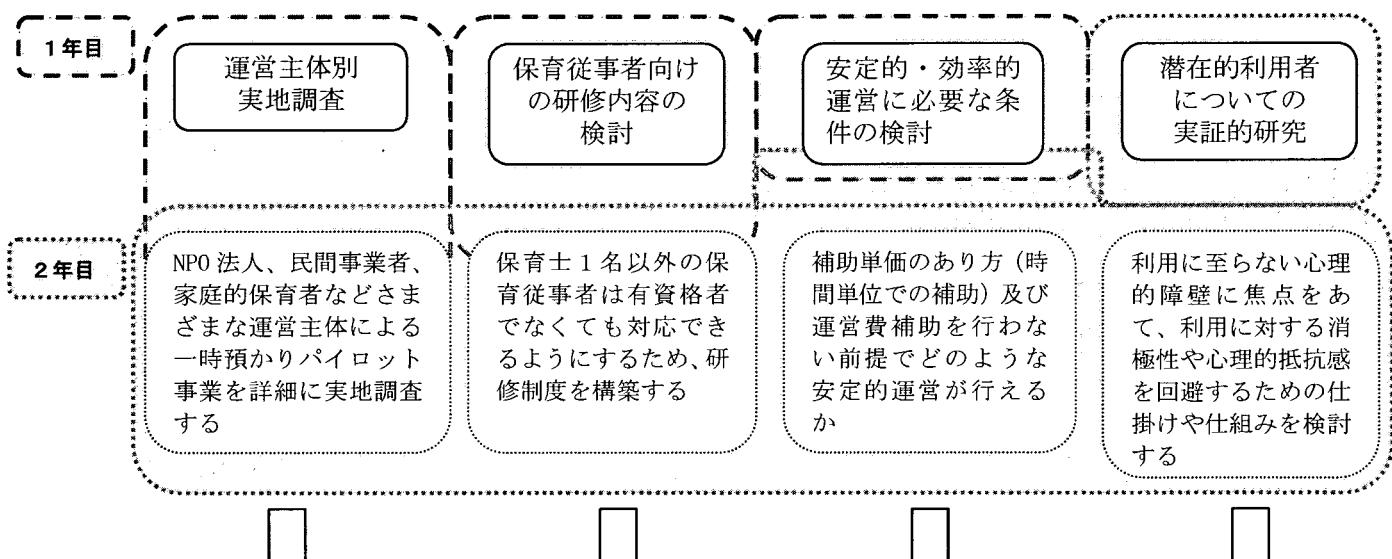
一時預かり事業のあり方に関する調査研究

研究の目的

現行の保育所で行われる一時保育だけでは対応しきれていない在宅子育て家庭の一時預かりニーズに対応するため、実施場所、利用時間など、住民にとって利便性の高い一時預かりの仕組みを構築し、安定的に供給するために、さまざまな運営主体による「在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業」を検証し、今後の一時預かり事業のあり方を検討することを目的とする。

研究の方法

前提条件の整理・検討（文献調査等）



期待される効果

一時預かり事業の モデルプランの 策定

一時的に預かる子どもへの対応や技術を習得した従事者を養成。安全性を確保し、緊急対応できる体制の構築

一時預かり事業 実施に向けての 体制づくり

一時預かり事業の 利用促進による育児負担軽減、子どもも虐待未然防止

既成の保育体系の枠を超えた

一時預かり事業の創設

### III. 結 果

#### 第1章 前提条件の整理

「在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業」(以下、パイロット事業)についての検討を進めるにあたり、まず当事業の目的を整理し、近接する保育サービスとの違いを明確化する。また、先行研究結果に基づき、一時保育ニーズや、一時保育の問題点と課題について整理する。

##### 1. パイロット事業について

本パイロット事業は、在宅子育て家庭の一時保育ニーズに対応するために、従来より保育所で行われている一時保育に加え、実施要件を緩和し、駅周辺、商業施設内等の利便性の高い場所や、一時預かりの需要の高い場所等でのパイロット事業を実施し、安全性、効率性、安定性などについての検証を行うために実施されるものである。

一時保育とパイロット事業の相違点は、第1点目に実施主体を「市町村又は保育所を経営する者」から「市町村又は市町村が適切と認めた者」と拡大し、NPO法人や民間事業者等の参入を可能としている。第2点目は職員配置について、保育所で行われる一時保育の場合は「保育士1名」、保育所以外の場所で行われる場合には「保育士2名以上」との規定を、「2名以上（うち1名は保育士）」として、複数保育制を義務づけた上で保育士以外については、市町村が実施する研修を受けた者を利用児童数に応じて配置することを可能としている。第3点目は、利用時間にかかわらず日額単価で行われている一時保育の補助単価を、時間単価で補助することの可否を検証するものである。

その目的として、(1) 実施主体拡大により必要な場所で必要な時間だけ利用できる体制整備を推進、(2) 公共性を持たせるとともに、児童の安全かつ適切な処遇を確保、(3) 安定的かつ

効率的な運営を確保、の3点が掲げられている。

また、「一時・特定保育等事業実施要綱」では、パイロット事業の留意点として、「日々変動する利用者数に対応するための保育者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること」、及び、「利用手続きについても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務も効率的に実施すること」などがあげられており、利用者の利便性に配慮すると同時に、事業の効率性を強調している。

なお、パイロット事業では対象児童を「就学前児童」としているが、本研究においては、在宅子育て家庭にとって特に需要の高い3歳未満児とその保護者に焦点をあてて行うものとする。

##### 2. 近接する保育サービスの整理

現在わが国で提供されている保育サービスのうち、在宅子育て家庭の一時保育ニーズに対応するものとして、保育所等で行われる一時保育の他、なんらかの公的助成あるいは公的関与のあるものとして、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、幼稚園の預かり保育、ベビーシッター事業があげられる。また、地方単独事業として行われる一時預かりや訪問型保育が行われる自治体もある。さらには、認可外保育施設で行われる一時預かりや、デパート、スーパーなどに付属された一時預かりなどもある。地域では、NPO法人やシルバーハウス、ボランティアグループなどによる一時預かりサービスなど、実に多種多様な保育サービスが存在している。

表1-1には公的助成のある保育サービスを比較したもの、表1-2に現在提供されている多様な保育サービスの種類を示す。

表1-1 在宅子育て家庭が利用可能な保育サービスの比較

事業名	一時預かりパイロット事業	一時保育	ファミリー・サポート・センター	ベビーシッター
設置主体	市町村	市町村又は保育所を運営する者	市町村	民間事業者
運営	市町村又は市町村が適切と認めた者	同上	自治体直営または社会福祉協議会などへの委託	民間事業者
公的補助	保育対策等促進事業	保育対策等促進事業	次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)	ベビーシッター育児支援事業、双生児家庭育児支援事業、産前産後育児支援事業
関係団体	特になし	保育所関係団体等	財団法人女性労働協会	社団法人全国ベビーシッター協会
保育者の資格要件	2名以上 うち1名を保育士とし、もう1名は自治体が指定した研修受講者	保育所:保育士1名 保育所以外:保育士2名以上	育児の支援をしたい人であれば、誰でもなることができる	特になし。 全国ベビーシッター協会認定ベビーシッター資格制度あり
配置基準	最低基準に準じる	最低基準に準じる	基本は個別保育、きょうだいの場合などあり	基本は個別保育、きょうだいの場合などあり
対象児童	未就学児童	未就学児童	0才～学童	0才～学童
登録	それぞれの事業で対応	登録あり。事前面接を実施する保育所もあり	会員登録あり。利用前に協力会員との顔合わせ	登録制が多いが、ビジターの利用も可
申込	随時 受付締め切り日の設定のある事業もあり	前月の1日に翌月分を受付するなど事前申込	随時	随時
利用時間単位・時間帯	1時間単位が多い (事業により異なる) 利用時間帯:事業による	半日又は1日 利用時間帯:保育所開所時間内	最低利用時間 30分 時用時間帯:制限あり(4割弱)の場合は 6時～22時までが多い	最低利用時間 2時間(60%)、3時間(24%) 利用時間帯:24時間
保育料金	基本は時間単位 市により異なる	市または保育所が年齢別に設定。例:3歳未満児1日 2,200円、3歳児以上1日 1,000円(半日は半額)	700円(50%)、600円(31%) (1時間あたり)	平均 1,500円 (1時間あたり)
利用要件	問わない	①非定型保育 ②緊急保育 ③私的事情	問わない。 保護者の仕事(二重保育や送迎)が最も多く、他の子どもの行事など(一時保育)	問わない。 保護者の仕事(二重保育や送迎)が最も多く、他の子どもの行事など(一時保育)
保育の場所	専用の保育室	保育所 一時保育専用室が設けられている場合と、年齢別クラスでの保育がある	協力会員の居宅または依頼会員の居宅その他	子どもの居宅または保護者が指定する場所
研修	市町村または運営主体により実施	市町村、保育所単位で実施	女性労働協会推奨 (22時間) 登録時研修	事業所研修 (採用時、採用後) 全国ベビーシッター協会研修(新人研修、現任研修、経営者研修)
保険	自治体もしくは運営主体が加入	自治体もしくは運営主体が加入	ファミリー・サポート・センター補償保険(会員障害保険、賠償責任保険、児童傷害保険。会員は自動的に加入。設立自治体が保険料を負担)	事業者において、賠償責任保険

参考資料 (財)女性労働協会「緊急サポートネットワーク事業との連携をめざして」 2005  
(社)全国ベビーシッター協会「ベビーシッターNOW」 2005

表 1-2 多様な保育サービス

運営主体	自治体	事業名	運営主体名	対象年齢	利用時間	料金	備考
社会福祉法	東京都新宿区	地域子育て支援センターふたば	二葉保育園	6ヶ月～就学前	9:00～16:00	最初の1時間950円 以後30分毎350円	火曜ランチ保育 (3～6人のグループ対象)あり
	東京都日野市	次世代育成型子育てひろば「あかいやね」	わかば福祉会	0歳～5歳	10:00～15:00	1歳～2歳:400円/30分 2歳～就学前:175円/30分	登録料2000円
財団法人	千葉県行徳市	一時保育すくすくひろば	市川市福祉公社	2ヶ月～3歳	9:00～18:00	900円/時間	
NPO法人	東京都板橋区	保育サービスつくしんば	保育サービスつくしんば	43日～小学生	9:00～17:00	1000円/時間	
	東京都練馬区	ケアステーションぽかぽか	ケアステーションぽかぽか	産休明け～	7:00～25:00	1155円～2205円/時間	
	東京都港区	一時保育「あおば」	あい・ぱーとステーション	2ヶ月～就学前	7:30～21:00	800～1200円/時間	
	東京都板橋区	どんぐりのおうち	ワーカーズコーポ	2ヶ月～6歳	9:00～18:00	700円/時間	夜間保育は会員制 (入会金3000円、年会費2000円)
	埼玉県入間市	子育て広場“あいくる”	子育て広場“あいくる”	6ヶ月～	10:00～16:00	700円～/時間	
	東京都杉並区	ひととき保育上荻 ほか	すぎなみ子育てひろばしゅしゅ	6ヶ月～就学前	9:30～16:00	800円/時間	
	東京都練馬区	遊びよびよ	手をつなご	6ヶ月～就学前	13:00～16:00 日・水	0歳:2000円/3時間 1歳以上:1500円/3時間	
	千葉県木更津市	子ども館ゆめのたまご	子ども館ゆめのたまご	0歳～就学前	9:00～17:00	600円/時間	
	東京都練馬区	田柄ほっとステーション	保育サービスぼとと	0歳～就学前	10:00～14:00 月・水・金	500円/時間	登録料1000円
	東京都板橋区	おやこ舎“あやとり”	ACT板橋たすけあいワーカーズ あやとり	0歳～就学前	9:00～17:00	500円/時間	
民間事業者	東京都武蔵野市	テンミリオンハウスあおば	保育サービスひまわりママ	0歳～12歳	24時間	700円～/時間	
	千葉県浦安市	キンダーナーサリー 浦安園	株式会社 キンダーナーサリー	57日～就学前	7:30～22:00	1008円～/時間	
	千葉県浦安市	ピコロチャイルドケア & アカデミー 新浦安園	(株)キンダーナーサリー コーポレーション	57日～就学前	7:30～22:00	840円～/時間	
	千葉県浦安市	ピコロチャイルドケア & アカデミー 浦安園	(株)キンダーナーサリー コーポレーション	57日～就学前	7:30～22:00	840円～/時間	
	千葉県浦安市	もちゃんナーサリー 新浦安ルーム	株式会社 コティ	2ヶ月～就学前	7:30～21:00	567円～/30分	
	千葉県浦安市	駅型保育アップルナーサリー	有限会社もくもく	2ヶ月～5歳	7:00～22:00	525円～/時間	
	東京都世田谷区	都市型保育園ポポラ 東京久我山園	(株)タスク・フォース	2ヶ月～小学生	7:00～22:00	1040円/時間	
	東京都世田谷区	もちゃんナーサリー 百草園ルーム	株式会社 コティ	2ヶ月～就学前	9:00～20:00	567円～/30分	
	東京都渋谷区	ポピンズキッズルーム	(株)ポピンズコーポレーション	3ヶ月～就学前	10:00～18:00	1200円/時間	登録料1000円
	東京都港区	キッズスクウェア六本木ヒルズ	(株)アルファ・コーポレーション	3ヶ月～小学生	7:00～22:00	最初の2時間5000円 以後30分毎1300円	
	千葉県浦安市	保育所ちびっこランド	株式会社 学栄	6ヶ月～8歳	7:30～19:00	500円～/時間	
	東京都世田谷区	ハーモニー・キッズ	株式会社 ハーモニー・キッズ	6ヶ月～小学生	8:00～19:00	1050円～/時間	登録料10500円
	東京都千代田区	帝国ホテルベビールーム	(有)宝珠ベビーケアサービス	0歳～9歳	10:00～21:00	最初の2時間5250円 以後30分毎1365円	
	東京都世田谷区	駅前型託児所 ぼこぼこえん	株式会社 キッズパーク	0歳～就学前	7:00～23:00	1100円～/時間	登録料5000円
個人	千葉県浦安市	オレンジキッズルーム	株式会社 ビーンズパートナーズ	1歳～就学前	10:00～18:15	買い物金額3000円以上で 子ども1人1時間の利用が 無料	
	千葉県浦安市	新浦安キッズワールド	(株)城東ハウジングサービス	1歳～8歳	9:00～18:00	1050円～/時間	
	東京都世田谷区	ロハスキッズ・センター クローバー	(株)トド・プレス	1歳～就学前	7:30～20:00	500円～/時間	登録料10000円
	千葉県浦安市	愛和保育園	山一産協株式会社	2歳～5歳	7:30～19:00	1000円～/時間	
その他	千葉県浦安市	保育室ポケットママ		0歳～10歳	8:00～17:30	600円～/時間	
	東京都日野市	ミラクルキッズルーム 日野本町園	ミラクル21	4ヶ月～就学前	7:00～20:00	1000円～/時間	登録料2000円
	東京都世田谷区	キッズルーム ていんかあべる下北	企業組合 ワーカーズ・コレクティブ	1歳～3歳	9:00～19:00	4時間まで1500円 8時間まで3000円	

### 3. 一時保育ニーズについて

一時保育の利用は子育て支援サービスの中でも最も希望の高いものであり、「誰にでも利用できる一時保育」「預ける時間が選べる保育園」が高い割合で選択されているというような調査結果（足立区、2003）や、また「子どもにとって身近な場所で」、「緊急時に応がれるように同じ地域で」、「必要な時間だけ」利用したいなどの要望などを調査したもの（全国ベビーシッター協会2000など）、サービスの利用実態や利用者についての調査はあるが、利用していない潜在的利用者の一時保育ニーズに焦点を当てた調査研究は行われていない。

唯一参考とできるのは、2003年度に地方自治体が次世代育成支援行動計画策定のために実施されたニーズ調査である。この調査の目的は地域で必要とされるサービス量を算出し、2009年度までの自治体が整備する目標値を定めるために行われたものであるが、調査はそれぞれの市町村ごとに行われてあり、質問項目も微妙に異なる点も見られ、また、地域における保育サービスの整備状況や子どもの世話をしてくれる家族状況の特徴などにも大きく影響を受けるものであるため、それを総合して、全国的な傾向、あるいは地方ごとの傾向が見られるという性格のものではない。

また一方で、平日の日常的な親子の行動範囲が移動時間15分以内であり、それらを大幅に超したところにある社会資源は認知していても利用に結びつかないことも明らかになっている（尾木2003）。

### 4. 一時保育の問題点と課題

一時保育事業は就労形態の多様化に対応する

一時的な保育や、緊急時の保育等に対応するものとして1990年に創設された。1995年には特別保育事業の一環として位置づけられており、1996年には保護者の育児疲れ解消などの私的事由が追加された。

一時保育事業を促進するため、国はさまざまな取り組みを行ってきたが、一時保育の専用保育室の必置規制を設け、指定保育所が施設整備を行う場合の補助制度も確立されたが、その後必置規制をはずし（1996年）、保護者の需要に弾力的に対応できるように保育所の自主事業に改正した（1998年）。さらには、「利用児童数5人以下」の小規模事業を補助対象に追加し（2000年）、2001年には利用人数に応じた加算補助方式を導入している。

補助方式については、保育所1か所あたりの定額制や、件数加算、件数払いなどが試行されてきたが、現在は利用児童数区分による定額制となっている。

一時保育を実施する保育所は図1-3に示すとおりである。公立保育所での実施率は15.7%、民間保育所での実施率は42.6%であり、都道府県別、や都市別に実施状況には開きが見られている。また、厚生労働省保育課調べでは、実施している保育所間にも利用状況の差が見られており、平均利用者数が1人にも満たない保育所が約45%あることがわかっている。

一時保育に関する先行研究は、一か所の保育所における利用状況調査や利用者調査、またはいくつかの保育所を取り上げた事例検討などは比較的多く見られており、そこで指摘されることが多いのは、「（1）不定期にかかる子どもの理解（心身の健康状態、発達状態、行動特徴、食事の状況など）、（2）子どもの園への適応、（3）職員間の連携や保護者との連絡」（日本保育協会2004）である。

日本保育協会（2004）によると、預かる保育所の方では、一時保育で受け入れる子どもについての情報や一時保育を利用する理由などを保護者との面接などを含めて丁寧に聞き取り、子どもが

「最低限安全に、楽しい時間が維持できるよう状況把握が重要」と考えているが、それに対して、「利用したい保護者は突然現れて、自分の都合を前面に出して一時保育が必要であることを訴えるケースが少なくない」と、サービス提供側と利用者とに意識のギャップがあることが述べられている。

又、非定期的に預かる子どものうち、4時間以上預かる子よりも4時間以内しか預かれない子どもの方が手がかかり、保育士1人がつききりになる必要があるうえ、当日キャンセルが出るので、人数把握がしにくく、それでも保育士配置をする必要があるので、人件費に赤字が出ることも報告されている。

さらには、利用の要件として理由は問わないことになっていても、その間保護者がどこで何をしているかを明確にする方が保育がうまくいくことが多く、「保護者が保育園での子どもの様子を共有したいように、保育士も保護者の背景を共有する」ことは、子どもと接していくために意味があると述べられている。

一時保育の先行研究として、運用上の問題や課題に焦点をあてた調査は少ないが、最近実施された研究結果（金子 2007）<sup>1)</sup>より一時保育の問題点と課題としてあげられることを以下に整理する。

まず、一時保育が利用しにくい点として、認可保育所では42.9%が「定員が少ない」を選択しており、利用者の需要に応えられていない実態が明らかになっている。「手続きが煩雑」(13.2%)なども上述のように、利用者にとっては利用しにくい大きな要因となるだろう。また、運営上の課題としては、認可保育所では、「集団保育に不慣れな子どもを預かること」(74.7%)、「利用数や時間が変則的」(51.6%)、「職員の確保・配置が困難」(41.8%)などが高い割合であげられていた。

次に、ヒアリング調査を通しては、一時保育の運営に関して、認可保育所では公的な助成と併設施設の設備や人的資源の共有により、比較的安定的な運営が行われているが、単独施設での実施は

市町村による積極的な助成がない限り、不安定であることが指摘されていた。

また、保育所における一時保育は、その資源や保育の専門性を発揮するメリットがある一方で、対象児童、受入時間、実施曜日などの面で保育所の枠組みに限定されたサービス提供になりがちである点が指摘されている。特に、定員が不足しており、就労による利用が多いため、リフレッシュなどでの利用がしにくい実態も報告されている。そのような利用者ニーズを受け入れているのは認可外保育施設であったが、助成金がなく利用料収入が少ない中で、賃貸料や不安定な運営を行っていることが明らかとなっている。

(本章担当：尾木まり)

註：1) 指定都市及び中核市が把握している一時保育実施施設のうち、472か所に対して行ったアンケート調査(回収数212件、回収率44.9%)である。実施場所は認可保育所(91か所)、認可外保育施設(84か所)などが多かった。また、このうち8か所に対してヒアリング調査を実施している。

#### <参考文献>

- 足立区 2004 あだち区次世代育成支援行動計画策定に関するアンケート調査
- 網野武博他編 2007 三訂保育所運営マニュアル 子育て環境の変化と保育所の子育て支援 中央法規
- 金子 恵美 2007 保育所等における子育て支援機能の充実に関する研究 財団法人こども未来財団平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書
- 保育白書 2006 ちいさななかま社
- 一時保育ハンドブック 2006 ラポムブックス子育て支援 一時保育 特定保育 運営ヒント集、学研
- 日本保育協会 2004 延長保育・一時的保育の実践研究－保育所の保育内容に関する調査研究報告書－(平成16年度)」
- 日本保育協会 2002 「ニーズに応える延長・一時保育」
- 日本保育協会 1996 「延長保育・一時的保育に関する調査報告書(平成7年度)」
- 尾木まり 2004 地域における親子の居場所とその評価構造に関する基礎的研究 財団法人こども未来財団平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書
- 全国ベビーシッター協会 2000 全国在宅保育サービス実施状況等実態調査 平成11年度報告書